

《よこしん》電子契約サービス利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます）は、「《よこしん》電子契約サービス」（以下、「本サービス」といいます）を利用する際に遵守していただく事項及び電子署名による契約（以下、「電子契約」といいます）を締結するために必要な事項を定めたものです。

申込者（契約成立後の契約者、署名者を含みます。）は、本規約の内容を確認のうえ、その各条項が適用されることに同意し、本サービスを利用するものとします。なお、各個別取引については、各契約条項等に従ってください。

第1条 本サービスの内容

- （１）本サービスは、横浜信用金庫（以下、「当金庫」といいます）との間における取引の電子契約の締結や契約内容の確認・閲覧等（以下、「閲覧等」といいます）を行うサービスです。
- （２）本サービスは、セコムトラストシステムズ株式会社（以下、「セコム」といいます）が提供する「セコムあんしんエコ文書サービス」（以下、「エコ文書サービス」といいます）を利用して提供されます。
- （３）本サービスは、署名用電子証明書の発行、失効手続きを行う機能、電子署名とタイムスタンプを付与する機能、電子署名済み文書を保管する機能などから構成されます。電子契約書などの保管データ及び電子契約に利用する署名用電子証明書並びに秘密鍵は、エコ文書サービスを通じてセコムのデータセンターで安全に保管されます。また、申込者と本サービス及び当金庫と本サービスとの間の通信は、すべて暗号化された通信で行われます。

第2条 利用申込み

- （１）本サービスの利用は、当金庫が本サービスの利用を認めた申込者を対象とします。なお、当金庫は、本サービスの利用の申込みについて承諾しない場合がありますが、その理由等については一切開示しません。また、本サービスの利用申込みを承諾した場合であっても、各種個別取引等を承諾する義務は負いません。
- （２）申込者は、本サービスを利用しようとする場合、本規約を承諾のうえ、利用申込書にご本人が確認できる書類を添えて当金庫に提出し、申込みするものとします。また、かかる申込みと同時に、次の各号に定める事項を当金庫に届け出ていただきます。
 - ①電子契約システム上に表示された契約書等に電子署名をすることにより、当金庫に対し契約を締結することができる権限を有する者の氏名、住所並びにメールアドレス及びショートメッセージサービスが利用可能な電話番号（以下、「ショートメッセージ用電話番号」といいます）。
 - ②その他本サービスの利用申込書に記入する項目
- （３）当金庫は、前条にかかる利用申込書等を受付後、申込者ごとに発行される（仮）ユーザーID、（仮）パスワード並びにメールアドレス及びショートメッセージ用電話番号を登録するためのウェブページのURL等が記載された書面を交付します。申込者が当該ウェブページにアクセスし、メールアドレス及びショートメッセージ用電話番号等を登録後、当金庫が承諾した（以下、「ユーザー登録完了」といいます）時点から本規約が適用されるものとします。なお、ユーザー登録完了した場合、申込者が届け出たメールアドレス宛にメールで通知します。
- （４）申込者が提出する申込書の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて申込書の提出を要するものとします。この場合、当金庫は、既に提出された記載に不備がある申込書を返送・廃棄等して処分できるものとします。

また、実印又は使用する旨が届けられた印章による印影が付された書類については、申込者本人の意思を表示したものとみなされるものとします。

第3条 利用環境

- (1) 本サービスにおいて、申込者の電子署名は、原則として申込者が準備した端末を使用するものとします。申込者は、当該端末を自己の負担及び責任において準備し、本サービスに適した状態及び環境に設定し維持するものとします。なお、本サービスの利用においては、「第15章 本サービスの動作環境」に記載の動作環境を準備する必要があります。
- (2) 本サービスを利用する場合、端末がインターネット等の通信経路に接続されている必要があります。申込者は、申込者の負担及び責任においてインターネット等が利用できる環境を整えるものとします。ただし、当金庫所定の環境やインターネット等の環境が備わっていても、申込者固有の設定がなされている場合等の事情により、端末が適切に作動しないことがあります。
- (3) 本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度、又は通信事情について、申込者の責任で事前に確認するものとします。外国の法律、制度又は通信事情等により本サービスを利用することができないこと又は、適切な利用ができないことがあります。
- (4) 本サービスの利用時間は、当金庫の所定の時間内とします。詳しくは、当金庫までお問い合わせください。この利用時間は、事前に通知することなく変更する場合があります。
- (5) 天災、事変その他の非常事態の発生により、通信の一部又は全部が接続できなくなり、本サービスが提供できなくなる場合があることを申込者は承諾するものとします。
- (6) 本サービスのタイムスタンプに利用する暗号技術は、電子政府推奨暗号リストを採用しており、タイムスタンプの有効期間も当該電子政府推奨暗号リストを参考に設定していますが、暗号技術の脆弱化によってタイムスタンプの有効期間が予め設定した期間よりも短くなる可能性があることを申込者は承諾するものとします。
- (7) 前各項の事情が生じたことにより、申込者に損害が生じたとしても、申込者は当金庫に何ら責任を求めないものとします。

第4条 電子証明書

- (1) 申込者は、電子証明書の発行を当金庫に委託し、当金庫を介して申請するものとします。
- (2) 申込者は、当金庫と電子証明書の発行機関であるセコムとの間で、電子証明書の発行及び管理のために必要な範囲内で申込者の個人情報相互に提供・利用されることに承諾するものとします。
- (3) 申込者は、下記の電子証明書ポリシーの承諾条件を承諾し、許可された用途にのみ電子証明書を使用できるものとします。

(セコムパスポート for Member 2.0PUB 電子証明書ポリシー)

・ <https://rep01.secomtrust.net/spcpp/pfm20pub/PfM20PUB-CP.pdf>

(セコム電子認証基盤認証運用規定)

・ <https://rep01.secomtrust.net/spcpp/cps/SECOM-CPS.pdf>

第5条 電子契約の締結

- (1) 申込者は、本サービスを利用し、契約書電子ファイルに記載された契約条件に同意したうえで、同ファイルに対して電子署名を行うことにより、電子契約を成立させます。
- (2) 本サービスで使用する署名用電子証明書は、セコムが運営する発行局より発行されます。

- (3) 当金庫は、申込者が本サービスを利用して電子契約を行った場合には本サービスを適切に利用して電子契約が締結されたものとして処理します。
- (4) 申込者による本サービスの利用は、本人の意思による利用行為として処理いたします。
- (5) 申込者の秘密鍵を使って本規約どおりに電子署名が行われた場合には、いかなる場合でも当金庫は、申込者が電子署名を行ったものとみなします。
- (6) 申込者は、成立した電子契約による契約が従来の契約と差がないことを承諾します。
- (7) 本サービスが終了し、又は署名用電子証明書が失効した場合でも、署名用電子証明書が有効である間に本サービスを利用して締結された電子署名による契約は影響を受けることはありません。
- (8) 契約に訂正、取下げ、取消などが発生した場合は、当金庫の所定の手続きに従うものとします。

第6条 申込者の義務及び責任

- (1) 申込者は、本サービスを利用するに際して、以下の義務があることを承認します。
 - ① 申込者は、本サービスを利用する場合、利用申込書に必要事項を記載のうえ当金庫に届け出するものとします。
 - ② 申込者は、利用申込書に記載した内容に変更があった場合は、直ちに当金庫に対して変更の届出を行うものとします。
 - ③ 申込者は、利用申込書に記載した内容に誤りがある場合は、正確な情報を当金庫に届け出るものとします。
 - ④ 申込者は、(仮) ユーザーID、(仮) パスワード、ユーザーID、パスワード、署名用PINコード、ワンタイムパスワードや署名用電子証明書その他の関係データを適正、厳格に管理し、権限のない他人に利用されないようにするものとします。
 - ⑤ 申込者は、パスワード等が第三者に漏えいし、又は漏えいした可能性がある場合は、直ちに当金庫に対して届け出るものとします。
 - ⑥ 申込者は、本サービスにおける電子契約手続き等が確実に遂行されるように、環境整備を行い、端末（端末とは、本サービスを使用する電子装置を意味します）のメンテナンス等を行うものとします。
 - ⑦ 申込者は、端末へのセキュリティーソフトの導入等セキュリティー対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。
- (2) 前項の義務を遵守しなかったことにより発生した一切の不利益については、申込者がその責任を負い、当金庫は責任を負わないことを申込者は承諾するものとします。

第7条 本人確認手続き

申込者が電子契約を締結しようとする場合には、本サービスは、以下の手順に従って本人確認を行います。

- (1) システム上において、申込者専用のログインURLを確認します。
- (2) システム上において、申込者が本サービスのログイン画面に申込者が入力するユーザーID、パスワードを本サービス登録用のユーザーID、パスワードと照合し、一致することを確認します。
- (3) 契約書等への電子署名にあたり、ショートメッセージ用電話番号宛に署名用PINコードが記載されたショートメールを送信します。
- (4) 申込者は通知された署名用PINコードを署名画面に入力します。
- (5) システム上において、通知された署名用PINコードと入力された署名用PINコードが一致することを確認します。

第8条 電子契約の保管、確認等

- (1) 電子契約による契約書は、本サービス内に格納、保管されます。なお、電子署名の有効性を長期にわたり確認できるようにするために、申込者が付した電子署名に加え、当金庫の電子署名及びタイムスタンプが付され保管されます。本サービスでは保管された署名済みの契約書ファイルにタイムスタンプの有効期限切れ前に、自動で新しいタイムスタンプを追加し、有効性の延長を行います。
- (2) 当該電子契約の契約書の原本は、本サービスに保管された電子署名、タイムスタンプの付されたデータとします。当該原本データは、契約の締結後は関連法令（電子帳簿保存法等）に基づき保管されるものとします。
- (3) 申込者は、いつでも成立した契約書を閲覧し、契約書の複製をダウンロードすることができますが、本サービスにおけるユーザーID、パスワードについては、最終ログインから一定期間経過した場合、ユーザーID、パスワードが自動的に失効します。その場合は、当金庫所定の手続きに従うものとします。
- (4) 申込者により契約書がダウンロードされた場合でも当該ダウンロードされた契約書は副本になり、原本は、本サービスに保存されているオリジナルデータそのものであることとします。

第9条 口座振替

- (1) 本サービスの利用にあたり、当金庫所定の手数料を原則として、電子署名を行った契約書等に記載の申込者預金口座から引き落とすものとします。本手続きについては、当座勘定規定、普通預金規定にもとづく小切手の呈示、普通預金通帳および同払戻請求書の提出等契約書のなすべき手続きを行うことなく、引き落としのうえ、支払に充当し、本取扱によって生じた損害は申込者負担とします。
- (2) 申込者は、電子署名を行った契約書等に記載の口座振替及び自動支払等に関する各条項が適用されることを承認し、前項同様に本取扱によって生じた損害は申込者負担とします。

第10条 停止、解約等

- (1) 申込者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当金庫はいつでも、申込者に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。
 - ①支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくはその他これらに類する法的整理手続きの開始の申立があった場合
 - ②手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - ③申込者の財産について、仮差押、保全差押、差押又は競売手続開始の申立があった場合
 - ④前三号のほか、申込者の信用状態に著しい変化が生じたと当金庫が判断した場合
 - ⑤解散その他営業活動を休止した場合
 - ⑥申込者に相続が発生した場合
 - ⑦住所変更の届け出を怠るなど申込者の責めに帰すべき事由によって、当金庫に申込者の所在が不明となった場合
 - ⑧申込者が不正な取引を行ったと当金庫が判断した場合
 - ⑨申込者が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、又は、該当するおそれがあると当金庫が判断した場合
 - ⑩本規約、信用金庫取引約定書その他申込者が当金庫との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じた場合
 - ⑪本サービスで利用するIDの有効期限が到来した場合
 - ⑫前各号で定めるほか、当金庫が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合
- (2) 前項にかかわらず、本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるもの

とします。なお、本サービスの利用契約解約の効力は、当金庫が解約手続きを完了したときに生じるものとします。

(3) 申込者が本サービスを利用しなくなった場合には、当金庫に書面で解約を届け出るものとします。

(4) 当金庫が第二項により解約手続きを完了させて本サービスの利用契約を解約した場合、当金庫は申込者に対してその旨の通知を要しないものとします。

(5) 本条により本サービスの利用が停止された場合又は本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。

第11条 免責事項

次の各号の事由により本サービス及び本サービスを経由する他商品サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき

(2) 当金庫又は当金庫利用の共有システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、営業店備付タブレット端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき

(3) 当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当金庫の責によらない事由によりパスワードその他の本人確認手段や取引情報などが流出したとき

(4) 当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、インターネット及びコンピュータ等の障害等、当金庫の責によらない事由が発生したとき

(5) 申込者の通信機器・回線・端末等に障害が発生したとき

(6) 申込者が、当金庫所定の操作方法以外の操作を行ったことにより障害が生じたとき

(7) 当金庫の責によらない事由により本サービスが利用できないとき

(8) 申込者の申請内容に誤りがあったときや、申込者が申請内容の速やかな変更・解約を怠ったとき

第12条 反社会的勢力の排除

(1) 申込者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

- (3) 申込者が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込者が本サービスの利用を継続することが不適切である場合、本サービスの利用を停止します。
- (4) 前項の規定の適用により、申込者に損害が生じた場合にも、申込者は当金庫になんらの請求を行わないことを承諾します。また、当金庫に損害が生じたときは、申込者がその責任を負うことを承諾します。

第13条 本サービスの変更等

当金庫は、本サービス又は本規約の内容を、何時でも任意に変更できるものとします。

その場合、変更を行う旨及び変更後の規約の内容及びその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭提示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

申込者は、利用規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとします。

第14条 個人情報

当金庫は、申込者が本サービスにおいて届け出た個人情報及び申込者が本サービス上に入力した個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、特定の個人を識別することができる情報）を当金庫ホームページに掲載されている個人情報保護宣言に基づき取り扱うものとします。

第15条 本サービスの動作環境

- (1) 本サービスを利用するにあたり必要となるインターネット等の利用可能な環境及びSSL（TLS1.0以上）

暗号通信に対応したWebブラウザ

- (2) Webブラウザは以下のブラウザに対応しています。

- ・Microsoft Edge（Chromium版）最新版（推奨）
- ・Google Chrome 最新版
- ・Mozilla Firefox 最新版
- ・Safari 最新版

- (3) PDF閲覧ソフト。Adobe Reader を推奨

※Webブラウザ、PDF閲覧ソフトのバージョンはメーカーサポートとなるバージョンをご利用ください。

第16条 有効期間

本規約の有効期間は申込日から1年間とし、申込者又は当金庫から特に申し出のない限り、契約期間の満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第17条 準拠法・合意管轄

本規約の契約準拠法は日本法とします。本規約等に関して訴訟の必要を生じた場合には、横浜地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

[用語説明]

【電子署名】

電子ファイルに付与する電子的な証跡をいい、紙の契約書における署名押印と同様の意味を持つものです。電子署名を用いることにより、確かにその本人が行ったことと、データが改ざんされていないことを証明します。

【タイムスタンプ】

電子ファイルに付与する電子的な時刻情報をいいます。タイムスタンプが付与された時点で電子ファイルが確実に存在していて、付与した時点以降、改ざんされていないことを証明する情報となります。

【署名用電子証明書】

署名用電子証明書は、電子署名を行った際に電子契約書ファイルに添付されます。

紙の契約書の場合において添付する印鑑登録証明書に代わるもので、電子署名済みの電子契約書ファイルに添付されており、電子署名の有効性を確認する時に使います。

公開暗号方式にて、お客様の公開鍵が本人に帰属していることを証明するために認証局から発行される電子的な証明書で「公開鍵証明書」ともいいます。本サービスでは申込者に対して署名用電子証明書を発行します。

【秘密鍵】

電子署名用証明書に格納された公開鍵と紐づく暗号鍵をいいます。秘密鍵は電子署名用証明書所有者(名義人)のみが利用するもので、他人が利用できないように厳格に管理する必要があります。電子署名用証明書の秘密鍵は、電子署名に用います、電子署名用証明書及びその秘密鍵は、証明書ファイルとして本サービスに保存されます。

【認証局】

電子署名用証明書の発行と失効等を行う機関をいい、電子署名用証明書発行のために審査・登録を行う登録局、電子署名用証明書は発行する発行局、リポジトリ※などから構成されます。本サービスにおける認証局はセコムが運営・提供しています。同時に、当金庫は認証局であるセコムから委託を受けて登録局として電子署名用証明書発行のための審査・登録業務を担当し、セコムが発行局として電子署名用証明書の発行を行います。

※リポジトリ

認証局の構成要素の1つで認証局の情報を公開するデータベースです。Web上に認証局の運用規定や証明書の失効情報を公開しています。

【署名用 PIN コード】

署名用電子証明書と一対になった秘密鍵を利用するためのパスワードをいいます。契約締結の電子署名を行う際に、本サービスに保存されている署名用の暗号鍵を利用するために入力し、電子署名用証明書の PIN コードと一致した場合のみ電子署名が可能となります。

【電子政府推奨暗号リスト】

総務省及び経済産業省にて策定された推奨される暗号方式のリストをいいます。

以上